

NISA(少額投資非課税制度)を活用した効果的な生前贈与

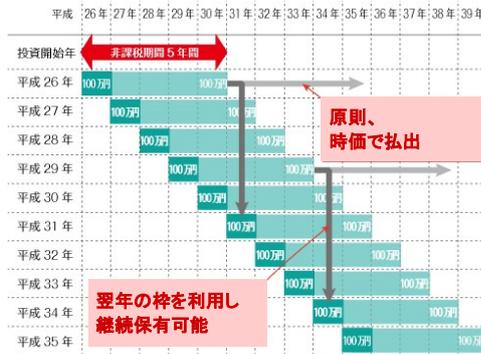
来年1月から始まる日本版ISA (NISA 少額投資非課税制度)の活用に必要な口座開設の予約が急増し150万件の事前予約があったと発表(日経新聞朝刊6月19日)されました。この制度は、年間投資額100万円を上限に、株式や株式投資信託などから得られる**配当や譲渡益が5年間非課税になる制度**で、関心の高さが伺えます。

今回は、NISA(少額投資非課税制度)を活用した効果的な生前贈与を紹介します。

■日本版ISA(NISA)の仕組み

< NISA 口座開設の概要 >

- ① 1月1日時点で**満20歳以上**の方
- ② 1人1口座のみ開設可能
- ③ 開設可能期間は10年間(H26～H35)
- ④ 投資可能額は新規資金で**年間100万円**
- ⑤ 最大投資総額は**500万円(100万円×5年)**



< 主な留意点 >

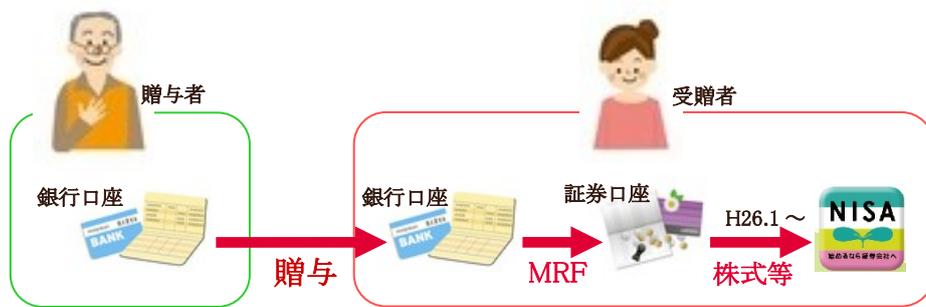
- ・譲渡損は課税されないものとされる
- ・株式投信の配当金再投資も非課税枠に加算
- ・売却後、売却分の枠は利用不可
- ・未使用の枠は、翌年繰り越し不可

■贈与の基本的な仕組み

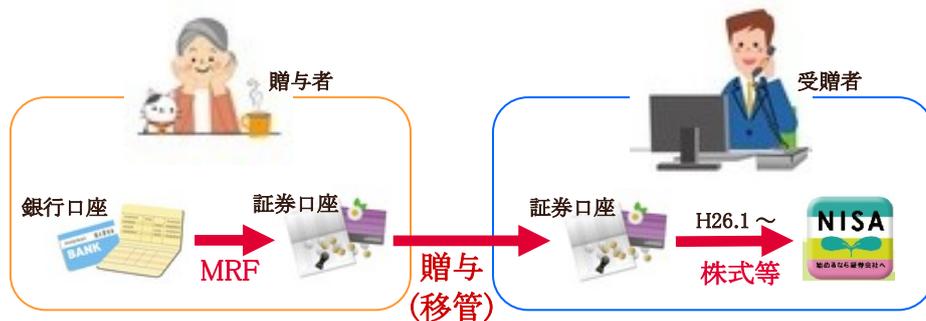
- ・もらう人(受贈者)・・・条件なし
- ・あげる人(贈与者)・・・条件なし
- ・納税義務者・・・受贈者
- ・基礎控除額・・・**110万円**
- ・メリット・・・計画的に行えば大きな金額となる。
- ・デメリット・・・まとまった財産を移すのに年数がかかる。**契約書等で贈与の証明**が必要。

■NISA口座を活用した生前贈与とは？

< 銀行口座等を活用して贈与 >



< 証券口座等を活用して贈与 >



< 贈与のポイント！ >

- ① **贈与契約書**を作成・保存して、贈与の事実をより明確に！
- ② 受贈者が口座を管理、注文等を行うことで、**実質的な財産移転**に。

< 贈与のポイント！ >

- ① **移管手続き書類(コピー)**を保存して、贈与の事実をより明確に！
- ② 受贈者が口座を管理、注文等を行うことで、**実質的な財産移転**に。

※2013年6月28日現在の法令に基づき制作しています。今後、税制改正等が行われた場合には、その限りではありません。また、本資料に記載された情報に関しては信頼ある情報源から入手したものではありませんが、その正確性は弊社で保証するものではありません。弊社は、この情報を用いて行う判断の一切について責任を負うものではありません。

株式会社みどり財産コンサルタンツ
 760-0062
 高松市塩土町3-1-1
 TEL 087-834-0122
<http://www.midori-zc.co.jp/>